

| No.                       | 基本目標2  |   | 担当課 | 主な取組、事業内容・成果       |  | 中間評価<br>(選択)   | 良かった点<br>課題   | 今後の方向性<br>(選択)   | 左記選択の理由                                     |
|---------------------------|--------|---|-----|--------------------|--|--|---|--|---|
|                           | 取組の方向性 | 1 災害時に備えた支援のシステムづくり   |     | 29年度               | 30年度   |  |   |  |   |
| (1)避難時に支援を必要とする人への支援体制の整備 |        |   |     |                    |  |  |   |  |   |
| 47                        | P43    | 避難行動要支援者対策の推進   |     | 福祉政策課<br>(安心安全推進課) | 災害時に支援を必要とする人を災害時要援護者として市に登録し、その情報を自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等に提供し、地域が主体に支援する。<br>H29年度登録者数：341人 | 災害時に支援を必要とする人を災害時要援護者として市に登録し、その情報を自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等に提供し、地域が主体に支援する。<br>H30年度登録者数：317人 | ○<br><br>支援が必ず保証されるものではないが、災害弱者の精神的な支えとなっている。<br><br>安否確認や避難誘導など具体的な支援方法の確立が課題      | <input checked="" type="checkbox"/> 拡充<br><input type="checkbox"/> 継続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃止 | 安否確認や避難誘導など具体的な支援方法の確立が必要なため。               |
|                           |        | 自力による避難が困難な高齢者や障害者等を災害から守るため、避難行動要支援者名簿を作成する等の避難行動要支援者対策を進めます。                                    |     |                    |  |  |   |  |   |
| 48                        | P43    | 避難支援体制の構築   |     | 安心安全推進課            | 第38回九都県市合同防災訓練にて、自治会や消防等関係機関が約8,000人参加し、連携しながら、訓練を行った。                                     | 第38回九都県市合同防災訓練を契機に、地域の住民と実災害に即した避難所開設・運営訓練を行えた。  | ○<br><br>地域の防災訓練も活発となり、自主的に訓練が行われるようになった。<br><br>地域によって、温度差があり、防災意識を全体的に高める必要がある。   | <input type="checkbox"/> 拡充<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃止 | 避難所開設・運営訓練を各地域で行い、市全体の防災力を高める必要があるため。       |
|                           |        | 自治会、自主防災組織、消防、警察等の関係機関と連携し、平常時から避難支援体制を構築します。   |     |                    |  |  |   |  |   |
| 49                        | P43    | 自主防災組織への支援（再掲35ページ）   |     | 安心安全推進課            | 自治会または連合自治会が設立する「自主防災組織」に対して、補助金を交付する（1自治会1回）。<br>H29年度交付団体数：1団体                           | 自治会または連合自治会が設立する「自主防災組織」に対して、補助金を交付する（1自治会1回）。<br>H30年度交付団体数：2団体                           | ○<br><br>自主防災組織の設立及び資機材整備の促進につながった。<br><br>高齢化に伴い、自治会活動自体が衰退しているため、新たな自主防災組織設立が難しい。 | <input type="checkbox"/> 拡充<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃止 | 自主防災組織の活動をとおして、引き続き地域の防災力を向上していく必要があるため。    |
|                           |        | 地域の自主防災組織の設立、活動等を通して、市民自らが防災活動の担い手であることを認識し、お互いに助け合う「共助」の取組を支援します。                                |     |                    |  |  |   |  |   |
| 50                        | P43    | 公共的団体等との協力体制の整備   |     | 安心安全推進課            | 第38回九都県市合同防災訓練では、関係団体も参加し、協力体制の確認を行うことができた。  | H30.10.25 歯科医師会と「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」を締結することができた。   | △<br><br>年1回、医師会との会議を行い、情報共有を行えている。<br><br>医師会、社会福祉協議会以外とは、情報共有を行っていない。             | <input type="checkbox"/> 拡充<br><input type="checkbox"/> 継続<br><input checked="" type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃止 | 医師会だけでなく、他団体との情報共有など、災害時の協力体制の充実を図る必要があるため。 |
|                           |        | 医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、生活協同組合、赤十字奉仕団等との相互の連絡を密にして、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備及び組織の充実を図ります。 |     |                    |  |  |   |  |   |
| 51                        | P43    | 企業・事業所等との災害時応援協定の充実   |     | 安心安全推進課            | 企業・事業所等と災害時における生活物資供給等の優先供給等の協定を締結して、応急支援体制を整備します。<br>H29年度協定締結団体数 58 団体                   | 企業・事業所等と災害時における生活物資供給等の優先供給等の協定を締結して、応急支援体制を整備します。<br>H30年度協定締結団体数 61 団体                   | ◎<br><br>より専門的な分野の住民サービスが期待できる。<br><br>福祉避難所に係る民間事業者との協定が締結できていない。                  | <input type="checkbox"/> 拡充<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃止 | 様々な分野の協定を締結し、災害対応の充実を図る必要があるため。             |
|                           |        | 企業・事業所等と災害時における生活物資供給等の優先供給等の協定を締結して、応急支援体制を整備します。  |     |                    |  |  |   |  |   |
| 52                        | P43    | 福祉施設等の災害時避難体制の整備  |     | 安心安全推進課            | ・「(医)満寿会」、「(福)忠黎会」、「(福)稲穂の道」との協定締結準備<br>・「NPO法人あゆみ福祉会」「社会福祉法人ハッピーネット」「NPO法人こすもす」との協定締結準備   | 同左   | ○<br><br>要配慮者の災害時の避難体制が整ってきた。<br><br>今後も協定事業者を増やし、災害時に備える。                          | <input type="checkbox"/> 拡充<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃止 | できるだけ多くの施設と協定を締結し、災害対応の充実を図る必要があるため。        |
|                           |        | 避難所における生活が困難な要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児世帯等）の生活を支援するために、民間福祉施設、保健医療施設等との二次避難所（福祉避難所 協定を締結し、災害時避難体制を整備します。    |     |                    |  |  |   |  |   |

| No.                  | 基本目標2  |   | 担当課   | 主な取組、事業内容・成果   |  | 中間評価<br>(選択) | 良かった点<br>課題                          | 今後の方向性<br>(選択)  | 左記選択の理由   |
|----------------------|--------|---|---|--|--|--------------|--------------------------------------|---|---|
|                      | 取組の方向性 | 1 災害時に備えた支援のシステムづくり   |   | 29年度   | 30年度   |              |                                      |   |   |
| (2)市民やボランティアによる支援の促進 |        |   |   |  |  |              |                                      |   |   |
| 53                   | P43    | 地域防災の推進   | 福祉政策課<br>(高齢者福祉課)<br>(障害者福祉課)<br>(地域活動推進課)<br>(安心安全推進課) | 災害時に支援を必要とする人を災害時要援護者として市に登録し、その情報を自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等に提供し、地域が主体に支援する。<br>H29年度登録者数：341人 | 災害時に支援を必要とする人を災害時要援護者として市に登録し、その情報を自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等に提供し、地域が主体に支援する。<br>H30年度登録者数：317人 | ○            | 支援が必ず保証されるものではないが、災害弱者の精神的な支えとなっている。 | <input type="checkbox"/> 拡 充<br><input checked="" type="checkbox"/> 継 続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃 止 | 安否確認や避難誘導など具体的な支援方法の確立が必要なため。   |
|                      |        | 自治会、自主防災組織、地域支え合い協議会、民生委員等による協力体制を整備し、要配慮者の安全確保を推進します。              |   |  | 安否確認や避難誘導など具体的な支援方法の確立が課題  |              |                                      |   |   |
| 54                   | P43    | 災害ボランティア登録制度の周知   | 社会福祉協議会   | 埼玉県災害ボランティア登録制度は終了したが、鶴ヶ島市社会福祉協議会として、ボランティア登録をしていただく際に、災害ボランティア登録も併せて行っている。                | 同左のほかに、被災地支援に物品や義援金を贈る活動団体の支援も行っている。   | ○            | 様々な活動が広がることにより、防災減災への意識が高まった。        | <input type="checkbox"/> 拡 充<br><input type="checkbox"/> 継 続<br><input checked="" type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃 止 | 県の登録制度が終了したことにより、事業の見直しが必要である。さらに、災害時に対応できる体制の訓練や整備、被災地への派遣も必要となっている。 |
|                      |        | 災害ボランティアとして活動を希望する市民又は団体に対し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図り、登録への呼びかけを積極的に行います。 |   |  | 実際の災害時に備えた訓練等の実施を検討する。   |              |                                      |   |   |

| No.                | 基本目標 2 |   | 担当課                       | 主な取組、事業内容・成果  |   | 中間評価<br>(選択) | 良かった点<br>課題  | 今後の方向性<br>(選択)  | 左記選択の理由                       |
|--------------------|--------|---|---------------------------|---|---|--------------|--|---|-------------------------------|
|                    | 取組の方向性 | 2 生活困窮者の支援のシステムづくり  |                           | 29年度  | 30年度  |              |  |   |                               |
| (1)生活困窮者等への支援体制の整備 |        |   |                           |   |   |              |  |   |                               |
| 55                 | P46    | 生活困窮者等の相談・支援体制の充実   | 福祉政策課                     | 生活困窮者等が抱える様々な問題に対応するため、生活困窮者自立相談支援センター（生活サポートセンター）を中心に、関係機関と連携を図り、適切な助言又は支援を受けられるようにします。                            | 生活困窮者等が抱える様々な問題に対応するため、生活困窮者自立相談支援センター（生活サポートセンター）を中心に、関係機関と連携を図り、適切な助言又は支援を受けられるようにします。          | ○            | 生活困窮者等が抱える複合的な課題に対応する相談支援機関が整備された。<br><br>・第2のセーフティネットとしての支援メニューの充実<br>・複合的な課題に対応するため他の相談支援機関との連携方策の確立 | <input type="checkbox"/> 拡 充<br><input checked="" type="checkbox"/> 継 続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃 止 | 自立支援法による自立相談支援事業は市の必須事業であるため。 |
|                    |        | 生活困窮者等が抱える様々な問題に対応するため、生活サポートセンターを中心に、関係機関と連携を図り、適切な助言又は支援を受けられるようにします。 |                           | 生活困窮者等が抱える様々な問題に対応するため、生活サポートセンターを中心に、関係機関と連携を図り、適切な助言又は支援を受けられるようにします。   |   |              |  |   |                               |
| 56                 | P46    | 経済的自立支援の充実  | 福祉政策課                     | 生活困窮者等が抱える様々な問題に対応するため、生活サポートセンターを中心に、関係機関と連携を図り、就労支援等の適切な助言又は支援を行った。また、生活保護受給者の経済的自立を図るため、稼働能力のある受給者を対象に、就労支援を行った。 | 同左  | ○            | 一般就労に向けての準備支援や就労体験等の支援を実施できた。  | <input type="checkbox"/> 拡 充<br><input checked="" type="checkbox"/> 継 続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃 止 | 継続的に支援が必要な方がいるため              |
|                    |        | 生活困窮者等に対し、就労支援、就労準備支援等を行い、経済的自立を支援します。                                  |                           | 生活困窮者等が抱える様々な問題に対応するため、生活サポートセンターを中心に、関係機関と連携を図り、就労支援等の適切な助言又は支援を行った。また、生活保護受給者の経済的自立を図るため、稼働能力のある受給者を対象に、就労支援を行った。 | 新規相談受付人数：189人、生活困窮者就労支援者：38人、うち延べ就労開始者：34人、被保護者就労支援者：46人、うち延べ就労開始者：30人                            |              | 新規相談受付人数：179人、生活困窮者就労支援者：22人、うち延べ就労開始者：17人、被保護者就労支援者：31人、うち延べ就労開始者：11人                                 |   |                               |
| 57                 | P46    | 就労支援の連携の強化  | 福祉政策課<br>障害者福祉課<br>こども支援課 | 生活サポートセンター（生活困窮者自立相談支援センター、障害者基幹相談支援センター）に就労支援員を配置するとともに、ハローワークの生活保護受給者等就労自立促進事業と連携し、就労支援の充実を図った。                   | 生活サポートセンター（生活困窮者自立相談支援センター、障害者基幹相談支援センター）に就労支援員を配置するとともに、ハローワークの生活保護受給者等就労自立促進事業と連携し、就労支援の充実を図った。 | ○            | 一般就労に向けての準備支援や就労体験等のメニューを実施できた。  | <input type="checkbox"/> 拡 充<br><input checked="" type="checkbox"/> 継 続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃 止 | 継続的に就労支援が必要であるため。             |
|                    |        | 障害者就労支援、母子就労支援、被保護者・生活困窮者就労支援の連携を強化します。                                 |                           | 生活サポートセンター（生活困窮者自立相談支援センター、障害者基幹相談支援センター）に就労支援員を配置するとともに、ハローワークの生活保護受給者等就労自立促進事業と連携し、就労支援の充実を図った。                   | 生活と就労の相談を同一法人内で一体で行うことで、きめ細かな支援が可能となった。   |              | 発達障害や高次脳機能障害など、手帳所持のない対象者が増えたが、法定雇用率に算定されない。   |   |                               |

| No. | 基本目標 2 |  | 担当課                      | 主な取組、事業内容・成果  |   | 中間評価<br>(選択) | 良かった点<br>課題  | 今後の方向性<br>(選択)  | 左記選択の理由                       |
|-----|--------|--|--------------------------|---|---|--------------|--|---|-------------------------------|
|     | 取組の方向性 |  |                          | 29年度  | 30年度  |              |  |   |                               |
| 58  | P46    | ひとり親家庭等に対する相談体制の機能の充実・強化                                       | こども支援課                   | ・平成29年4月から、鶴ヶ島版ネウボラを開始し、相談体制を充実させた。   | 同左  | ○            | 子育て支援相談員の配置により、課題への対応が幅広く行えるようになった。  | <input type="checkbox"/> 拡 充  | 他の支援機関との連携を含めて、支援体制の構築が必要なため。 |
|     |        | ひとり親家庭等の子育て、生活、就業、養育費の確保等、ひとり親等が抱える多様な課題を総合的に相談できる体制を充実・強化します。 |                          |   |   |              | 制度等の周知   | <input checked="" type="checkbox"/> 継 続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃 止 |                               |
| 59  | P46    | 子どもの貧困対策の推進  | こども支援課<br>福祉政策課<br>学校教育課 | 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、生活保護および生活困窮世帯の子どもを対象に、就学および修学のための学習支援を実施します。<br>学習支援の場の数：2か所<br>実施回数：281回<br>参加者数：39人  | 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、生活保護および生活困窮世帯の子どもを対象に、就学および修学のための学習支援を実施します。<br>学習支援の場の数：2か所<br>実施回数：280回<br>参加者数：47人  | ○            | 地元のNPO団体に委託したことから地域に根付いた学習支援のあり方が形成され、単なる学習機能だけではなく、家庭状況把握や食事提供など生活面でのサポートが得られた。                               | <input type="checkbox"/> 拡 充  | 貧困の連鎖を断ち切るための支援は、今後も必要とされるため。 |
|     |        | 子どもの貧困対策を総合的に推進する体制を構築します。                                     |                          | 経済的な理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費や学用品等の一部を援助します。<br><小学校><br>支給対象世帯：377世帯<br>支給対象児童：505人<br>支給総額：29,509,939円<br><中学校><br>支給対象世帯：333世帯<br>支給対象生徒：390人<br>支給総額：35,805,028円<br><br>高校、大学及び専修学校に進学する意欲を持ちながら、経済的な理由により、就学が困難な人のために、入学に必要な費用の一部を無利子で貸付けます。<br><貸付者・額><br>高校等 2人 400,000円<br>大学等 2人 600,000円<br>合計 4人 1,000,000円 | 経済的な理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費や学用品等の一部を援助します。<br><小学校><br>支給対象世帯：381世帯<br>支給対象児童：513人<br>支給総額：28,716,221円<br><中学校><br>支給対象世帯：345世帯<br>支給対象生徒：414人<br>支給総額：32,108,175円<br><br>高校、大学及び専修学校に進学する意欲を持ちながら、経済的な理由により、就学が困難な人のために、入学に必要な費用の一部を無利子で貸付けます。<br><貸付者・額><br>高校等 4人 800,000円<br>大学等 2人 600,000円<br>合計 4人 1,400,000円 |              | 新入学準備費の入学前支給を含め、保護者の経済的負担を軽減することにより、児童生徒が義務教育を円滑に受けることができている。<br><br>入学準備金の調達が困難な人に対し、貸付を行うことで、教育の機会均等に寄与している。 | <input checked="" type="checkbox"/> 継 続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃 止 |                               |
| 60  | P46    | 子ども食堂の支援   | こども支援課                   | NPO法人が地域で実施する子ども食堂の運営を支援します。<br>H29年度市民提案による協働事業として実施。<br>・市内2か所<br>・週1回（東西市民センターで隔週実施）<br>・年間42回実施<br>・計 763人来所  | NPO法人が地域で実施する子ども食堂の運営を支援します。<br>H30年度市内2か所で「学習サロン併設型子ども食堂」として実施。<br>・週1回（東西市民センターで隔週実施）<br>・年間43回実施<br>・計 541人来所  | ○            | 貧困が心配される家庭の子ども達に規則的な生活習慣を身につけたり、人との関わりの暖かさなどを感じることができる場を作ることができた。  | <input type="checkbox"/> 拡 充  | 貧困の連鎖を断ち切るための支援は、今後も必要とされるため。 |
|     |        | NPO法人等が地域で実施する子ども食堂の運営を支援します。                                  |                          | 配慮が必要な子どもへ確実に情報を届ける方法の確保  | <input checked="" type="checkbox"/> 継 続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃 止   |              |  |   |                               |

| No.               | 基本目標 2 |  | 担当課   | 主な取組、事業内容・成果   |  | 中間評価<br>(選択) | 良かった点<br>課題  | 今後の方向性<br>(選択)  | 左記選択の理由   |
|-------------------|--------|--|-------|--|--|--------------|--|---|---|
|                   | 取組の方向性 |  |       | 29年度   | 30年度   |              |  |   |   |
| 61                | P46    | 社会福祉法人の社会貢献活動の促進   | 福祉政策課 | 平成28年に改正された社会福祉法に基づき、各社会福祉法人において、経営の原則として定款に謳われている。ただし、努力義務なので、全ての法人において謳われてはいない。  | 同左   | △            | 低所得の方への福祉サービスの提供が可能となった。   | <input checked="" type="checkbox"/> 拡 充<br><input type="checkbox"/> 継 続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃 止 | 対象サービスの拡充が必要のため。                                |
|                   |        | 社会福祉法人の社会貢献活動の義務化に伴い、支援を必要とする人へ無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを促進します。                |       |  |  |              | 対象サービスの拡充が課題。  |   |   |
| (2)生活困窮者等 への支援の充実 |        |  |       |  |  |              |  |   |   |
| 62                | P47    | 貧困の連鎖を断ち切るための学習支援の充実   | 福祉政策課 | 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないよう、生活保護および生活困窮世帯の子どもの対象に、就学および修学のための学習支援を実施した。<br>学習支援の場の数：2か所<br>実施回数：281回<br>参加者数：39人   | 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないよう、生活保護および生活困窮世帯の子どもの対象に、就学および修学のための学習支援を実施した。<br>学習支援の場の数：2か所<br>実施回数：280回<br>参加者数：47人   | ○            | 地元のNPO団体に委託したことから地域に根付いた学習支援のあり方が形成され、単なる学習機能だけではなく、家庭状況把握や食事提供など生活面でのサポートが得られた。 | <input checked="" type="checkbox"/> 拡 充<br><input type="checkbox"/> 継 続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃 止 | 対象学年の拡大が必要のため。                                  |
|                   |        | 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないよう、生活保護および生活困窮世帯の子どもの対象に、就学および修学のための学習支援を実施します。 |       |  |  |              | ・学習支援事業について、より支援が必要な生活保護世帯の利用者が低調となっている。<br>・対象学年の拡大                             |   |   |
| 63                | P47    | 就学援助事業の実施  | 学校教育課 | 経済的な理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費や学用品等の一部を援助した。<br><小学校><br>支給対象世帯：377世帯<br>支給対象児童：505人<br>支給総額：29,509,939円<br><中学校><br>支給対象世帯：333世帯<br>支給対象生徒：390人<br>支給総額：35,805,028円 | 経済的な理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費や学用品等の一部を援助した。<br><小学校><br>支給対象世帯：381世帯<br>支給対象児童：513人<br>支給総額：28,716,221円<br><中学校><br>支給対象世帯：345世帯<br>支給対象生徒：414人<br>支給総額：32,108,175円 | ○            | 新入学準備費の入学前支給を含め、保護者の経済的負担を軽減することにより、児童生徒が義務教育を円滑に受けることができています。                   | <input type="checkbox"/> 拡 充<br><input checked="" type="checkbox"/> 継 続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃 止 | 経済的な理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、援助する必要があるため。 |
|                   |        | 経済的な理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費や学用品等の一部を援助します。                        |       |  |  |              | 申請の遅れなどから、援助が遅れることが生じるため、さらに事業の周知や早期の申請を促す必要がある。                                 |   |   |
| 64                | P47    | 入学準備金貸付制度の推進   | 学校教育課 | 高校、大学及び専修学校に進学する意欲を持ちながら、経済的な理由により、就学が困難な人のために、入学に必要な費用の一部を無利子で貸付けた。<br><貸付者・額><br>高校等 2人 400,000円<br>大学等 2人 600,000円<br>合計 4人 1,000,000円                                    | 高校、大学及び専修学校に進学する意欲を持ちながら、経済的な理由により、就学が困難な人のために、入学に必要な費用の一部を無利子で貸付けた。<br><貸付者・額><br>高校等 4人 800,000円<br>大学等 2人 600,000円<br>合計 4人 1,400,000円                                    | ○            | 入学準備金の調達が困難な人に対し、貸付を行うことで、教育の機会均等に寄与している。  | <input type="checkbox"/> 拡 充<br><input checked="" type="checkbox"/> 継 続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃 止 | 経済的な理由により、就学が困難な人のために、入学に必要な支援を行う必要があるため。       |
|                   |        | 高校、大学及び専修学校に進学する意欲を持ちながら、経済的な理由により、就学が困難な人のために、入学に必要な費用の一部を無利子で貸付けます。        |       |  |  |              | 貸付金の未償還の対応が課題である。  |   |   |
| 65                | P47    | 生活保護制度の適正実施（再掲51ページ）   | 福祉政策課 | 平成29年度<br>保護受給世帯数 529世帯<br>保護受給者数 705人<br>開始世帯数 86世帯<br>廃止世帯数 73世帯   | 平成30年度<br>保護受給世帯数 554世帯<br>保護受給者数 750人<br>開始世帯数 97世帯<br>廃止世帯数 70世帯   | ○            | ・被保護者の状況に応じ、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立を支援した<br>・一般就労に向けての準備支援や就労体験等の支援を実施できた。           | <input type="checkbox"/> 拡 充<br><input checked="" type="checkbox"/> 継 続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃 止 | 生活保護の運営を適正に行っていく必要があるため。                        |
|                   |        | 生活保護制度について、制度の適正な運営を図るとともに、生活保護受給世帯の生活の安定や自立を支援します。                          |       |  |  |              | 健康管理支援の確立  |   |   |

| No.                | 基本目標 2 |  | 担当課 | 主な取組、事業内容・成果 |  | 中間評価<br>(選択)  | 良かった点<br>課題 | 今後の方向性<br>(選択)  | 左記選択の理由   |   |
|--------------------|--------|--|-----|--------------|--|---|-------------|---|---|---|
|                    | 取組の方向性 | 3  |     | 29年度         | 30年度   |   |             |   |   |   |
| (1)社会的孤立を防止する取組の充実 |        |  |     |              |  |   |             |   |   |   |
| 66                 | P51    | つるがしま見守りねっと（高齢者見守りネットワーク）の充実（再掲27・40ページ）   |     | 高齢者福祉課       | 見守りねっと構成機関（者）数<br>H29年度 399団体  | 見守りねっと構成機関（者）数<br>H30年度 383団体   | ○           | 見守りねっと協力機関や協力者が、日常生活の中で高齢者等に異変を認めたとときに相談窓口に連絡をすることで、早期に適切な支援に繋げることができている。<br><br>見守りねっと登録者が増えていない。ネットワーク構成機関(者)が連携を深めることができる仕組みづくりが必要である。 | <input type="checkbox"/> 拡 充<br><input checked="" type="checkbox"/> 継 続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃 止 | ひとり暮らしの高齢者や認知症の高齢者の増加などにより、孤立のリスクが高い市民が増えていることから、見守り活動を継続する必要があるため。 |
|                    |        | 市民・事業者等が相互に連携して高齢者や障害者・生活困窮者等の見守り・声かけを行い、高齢者等が孤立することなく安心して生活できる地域づくりを進めます。               |     |              |  |   |             |   |   |   |
| 67                 | P51    | 民生委員・児童委員の活動の促進（再掲27・36ページ）  |     | 福祉政策課        | ・民生委員・児童委員ガイドブックの充実<br>・各地区への活動費による支援<br>・社会調査対象者リストの作成による支援   | ・民生委員・児童委員ガイドブックの充実<br>・各地区への活動費による支援<br>・社会調査対象者リストの作成による支援  | ○           | 民生委員・児童委員活動の基礎となる社会調査の効率化による負担軽減を図った。   | <input type="checkbox"/> 拡 充<br><input checked="" type="checkbox"/> 継 続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃 止 | 地域福祉推進に必要な不可欠な民生委員・児童委員活動を支援するため。                                   |
|                    |        | 民生委員・児童委員による地域活動（見守り・相談・支援）の充実を図るため、円滑な活動を行えるように支援します。                                   |     |              |  |   |             | 後任者の確保  |   |   |
| 68                 | P51    | 高齢者サロン等の拡充（再掲31ページ）  |     | 高齢者福祉課       | ・ふれあい・いきいきサロン登録団体 61団体<br>・生きがいハピリ交流事業 富士見・南・西市民センターで開催<br>※社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを委任し、交流の場の創出等を実施   | ・ふれあい・いきいきサロン登録団体 69団体<br>・生きがいハピリ交流事業 富士見・西市民センターで開催<br>※社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを委任し、交流の場の創出等を実施  | ○           | 高齢者の交流の場の増加   | <input type="checkbox"/> 拡 充<br><input checked="" type="checkbox"/> 継 続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃 止 | 内容の異なるお出かけ先を作ることで、趣味嗜好の異なる高齢者が無理なく健康づくり・介護予防をできるため。                 |
|                    |        | 高齢者サロン、生きがいハピリ交流事業等、高齢者の交流の場を充実するとともに、高齢者自らが高齢者を支える担い手となり、社会参加や生きがいを持って活動できるよう情報提供を進めます。 |     |              |  |   |             | 要介護等認定者が参加できるような環境（交通手段等）が整っていない。   |   |   |
| 69                 | P51    | 自殺対策の推進  |     | 障害者福祉課       | ゲートキーパーの養成や多重債務、いじめ、精神疾患等の多問題の相談、支援等を行う、生活サポートセンター等と連携を強化した。<br>実績<br>ゲートキーパー研修（市民対象）1回、ゲートキーパー研修（職員研修）1回、自殺対策庁内連絡会議1回、鉄道会社との街頭キャンペーン2回、自殺対策普及啓発用クリアファイル配布、市広報に自殺予防に関する特集掲載、自殺予防週間及び自殺予防月間時に庁舎ロビーにポスター掲示やチラシ等を配布 | ゲートキーパーの養成や多重債務、いじめ、精神疾患等の多問題の相談、支援等を行う、生活サポートセンター等と連携を強化した。<br>実績<br>自殺対策計画策定、自殺対策研修（関係団体、職員向け）2回、心の健康講座（坂戸保健所共催）1回、鉄道会社との街頭キャンペーン1回、自殺対策ネットワーク協議会2回、自殺対策推進本部会議4回、市広報に自殺予防に関する特集掲載自殺予防週間及び自殺予防月間時に庁舎ロビーにポスター掲示やチラシ等を配布 | ○           | 自殺対策は、「生きることの包括的支援」として行政計画に位置付けられ、社会全体の取組みとして推進されることとなった。   | <input type="checkbox"/> 拡 充<br><input checked="" type="checkbox"/> 継 続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃 止 | 自殺者数・自殺死亡率ともに減少傾向にあるが、0でないため。                                       |
|                    |        | ゲートキーパーの養成や多重債務、いじめ、精神疾患等の多問題の相談、支援等を行う、生活サポートセンター等と連携を強化します。                            |     |              |  |   |             | 「自殺」が連想される負のイメージのため、全庁的な取組や生きることの包括的支援といった基本方針が、職員はもとより市民に共有されにくい。  |   |   |

| No. | 基本目標 2 |   | 担当課   | 主な取組、事業内容・成果   |  | 中間評価<br>(選択) | 良かった点<br>課題  | 今後の方向性<br>(選択)  | 左記選択の理由                  |
|-----|--------|---|-------|--|--|--------------|--|---|--------------------------|
|     | 取組の方向性 | 3 社会的孤立を防止するシステムづくり                                 |       | 29年度   | 30年度   |              |  |   |                          |
| 70  | P51    | 生活保護制度の適正実施（再掲47ページ）                                | 福祉政策課 | 平成29年度<br>保護受給世帯数 529世帯<br>保護受給者数 705人<br>開始世帯数 86世帯<br>廃止世帯数 73世帯 | 平成30年度<br>保護受給世帯数 554世帯<br>保護受給者数 750人<br>開始世帯数 97世帯<br>廃止世帯数 70世帯 | ○            | ・被保護者の状況に応じ、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立を支援した<br>・一般就労に向けての準備支援や就労体験等の支援を実施できた。 | <input type="checkbox"/> 拡 充<br><input checked="" type="checkbox"/> 継 続<br><input type="checkbox"/> 見直し<br><input type="checkbox"/> 廃 止 | 生活保護の運営を適正に行っていく必要があるため。 |
|     |        | 生活保護制度について、制度の適正な運営を図るとともに、生活保護受給世帯の生活の安定や自立を支援します。 |       | 健康管理支援の確立  |  |              |  |   |                          |

| No. | 基本目標 2           |  | 担当課              | 主な取組、事業内容・成果   |  | 中間評価<br>(選択) | 良かった点<br>課題                                 | 今後の方向性<br>(選択)  | 左記選択の理由                                    |
|-----|------------------|--|------------------|--|--|--------------|---|---|--|
|     | 取組の方向性           | 支え合いの仕組みで安心できる地域をつくろう  |                  | 29年度   | 30年度   |              |   |   |  |
|     | (1)地域包括ケアシステムの構築 |  |                  |  |  |              |   |   |  |
| 71  | P53              | 地域包括ケアシステムの構築  | 高齢者福祉課           | 生活支援体制推進協議会、多様な介護予防・生活支援の提供主体、関係者間のネットワーク等を活用しながら生活支援・介護予防サービスの把握や新しいサービスの開発等を行うことにより、地域で高齢者を支え合う体制整備に取り組むもの。<br>H29年度<br>第1層生活支援コーディネーターのほか、各日常生活圏域を担当する第2層生活支援コーディネーターを設置<br>第2層生活支援体制推進協議会設置に向けたモデル地区として鶴二小あんしんあったかネット事業を支援<br>市民ニーズの把握調査<br>第1層生活支援コーディネーター<br>・会議等 242件<br>・訪問・相談 358件<br>・地域ケア会議への参加<br>第2層生活支援コーディネーター<br>・会議等 100件<br>・訪問・相談 383件<br>○担い手の養成・発掘<br>生活支援活動研修の開催<br>いきいきサロン説明会開催<br>地域力向上講座の開催 | 生活支援体制推進協議会、多様な介護予防・生活支援の提供主体、関係者間のネットワーク等を活用しながら生活支援・介護予防サービスの把握や新しいサービスの開発等を行うことにより、地域で高齢者を支え合う体制整備に取り組むもの。<br>H30年度<br>第1層生活支援コーディネーターのほか、各日常生活圏域を担当する第2層生活支援コーディネーターを設置<br>第2層生活支援体制推進協議会を各日常生活圏域に設置し運営<br>第1層生活支援コーディネーター<br>・会議 63件<br>・相談 177件<br>・地域ケア会議への参加<br>第2層生活支援コーディネーター<br>・会議 57件<br>・相談 73件<br>○いきいきサロン説明会開催<br>サロンの立ち上げ | △            | 地域の生活支援等の担い手の発掘等を行った。                       | <input type="checkbox"/> 拡充<br><input type="checkbox"/> 継続                      | 高齢者の日常生活に対する支援は地域包括ケアシステムの中でも重要な位置づけであるため。 |
|     |                  | 高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが切れ目なく、継続的に提供される仕組みづくりを進めます。 |                  |  |  |              |   | 事業間の連動性が希薄であった。   |  |
| 72  | P53              | 医療と介護の連携の推進  | 高齢者福祉課<br>保健センター | ・在宅医療相談室の設置（コーディネーター配置）<br>住診登録医：24名等<br>・地域ミーティングへの参加<br>・他職種連携研修会 事例紹介、グループワーク等<br>・在宅医療等研修会、市民講座の実施<br>※その他、多数の事業を実施。   | 同左   | ○            | コーディネーターの配置や各種研修会等を通じて、他職種との連携を進められた。       | <input type="checkbox"/> 拡充<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続           | 医療と介護の連携を推進するための体制づくりを整備するため。              |
|     |                  | 在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療機関や介護サービス事業者等の多職種協働による医療と介護の連携を推進します。             |                  |  |  |              |   | 関係者に多忙な方が多いため、継続性の維持が課題   |  |
| 73  | P53              | 地域包括支援センターの機能の充実・強化  | 高齢者福祉課           | 地域包括支援センターにおいて、総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業等を実施し、高齢者の総合的な支援を行うとともに、多職種協働による個別事例の検討を通じたケアマネジメント支援を行う地域ケア会議の開催などにより機能強化を図った。<br>地域包括支援センター設置数 3か所  | 地域包括支援センターにおいて、総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業等を実施し、高齢者の総合的な支援を行うとともに、多職種協働による個別事例の検討を通じたケアマネジメント支援を行う地域ケア会議の開催などにより機能強化を図った。<br>地域包括支援センター設置数 4か所  | ○            | 日常生活圏域を3から4に増やし、それに伴い、地域包括支援センターを1ヵ所増設している。 | <input type="checkbox"/> 拡充<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続           | 地域包括ケアシステムの中核機関として、機能強化を図る必要があるため。         |
|     |                  | 地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う地域包括支援センターの機能を充実・強化します。                                |                  |  |  |              |   | センターの業務が複雑・多様化しており、量も増えている。関係機関との連携や職員の資質向上・適正配置等を図って、質の高い支援ができる体制づくりを進める必要がある。 |  |

| No. | 基本目標 2                |  | 担当課    | 主な取組、事業内容・成果   |  | 中間評価<br>(選択) | 良かった点<br>課題                | 今後の方向性<br>(選択)  | 左記選択の理由   |
|-----|-----------------------|--|--------|--|--|--------------|----------------------------|---|---|
|     | 取組の方向性                | 支え合いの仕組みで安心できる地域をつくろう  |        | 29年度   | 30年度   |              |                            |   |   |
|     | (2)介護予防・日常生活支援総合事業の充実 |  |        |  |  |              |                            |   |   |
| 74  | P54                   | 介護予防・日常生活支援総合事業の実施   | 高齢者福祉課 | 介護予防・生活支援サービス事業<br>介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当サービス給付費等。<br>・介護予防訪問介護利用者 延べ1,126人<br>・介護予防通所介護利用者 延べ2,673人<br>一般介護予防事業<br>元気な高齢者向け<br>・はつらつ元気体操クラブ<br>・はつらつ元気わくわくクラブ<br>・認知症予防脳トレ教室<br>運動機能低下者を対象とした運動機能向上教室<br>・こつこつ貯筋体操教室<br>・ますます元気教室<br>地域介護予防活動支援事業<br>・介護予防ボランティア養成講座<br>・生きがいリハビリ交流事業<br>地域リハビリテーション支援事業<br>・自主グループ立ち上げ支援及び継続支援 | 介護予防・生活支援サービス事業<br>介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当サービス給付費等。<br>・介護予防訪問介護利用者 延べ1,178人<br>・介護予防通所介護利用者 延べ3,083人<br>一般介護予防事業<br>元気な高齢者向け<br>・はつらつ元気体操クラブ<br>・はつらつ元気わくわくクラブ<br>・認知症予防脳トレ教室<br>運動機能低下者を対象とした運動機能向上教室<br>・こつこつ貯筋体操教室<br>・ますます元気教室<br>地域介護予防活動支援事業<br>・介護予防ボランティア養成講座<br>・生きがいリハビリ交流事業<br>地域リハビリテーション支援事業<br>・自主グループ立ち上げ支援及び継続支援 | ○            | サービスの充実により多くの高齢者の参加機会があった。 | <input type="checkbox"/> 拡 充<br><br><input checked="" type="checkbox"/> 継 続<br><br><input type="checkbox"/> 見直し<br><br><input type="checkbox"/> 廃止  | 内容の異なるお出かけ先を作ることで、趣味嗜好の異なる高齢者が無理なく健康づくり・介護予防をできるため。 |
|     |                       | 介護事業所、市民活動団体、ボランティア等の地域の多様な主体が多様なサービスを提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施します。                               |        | 高齢者が参加できるような環境（交通手段等）が整っていない。  |  |              |                            |   |   |
| 75  | P54                   | 生活支援コーディネーターの配置（再掲 23 ページ）   | 高齢者福祉課 | 生活支援等の担い手の発掘や養成、高齢者の日常生活に係るニーズとサービスの把握やマッチング、サービスの創出、多様なサービス主体のネットワーク化等を図るための生活支援コーディネーターを配置します。<br>第1層生活支援コーディネーターの設置：1人<br>第2層生活支援コーディネーターの設置：2人   | 生活支援等の担い手の発掘や養成、高齢者の日常生活に係るニーズとサービスの把握やマッチング、サービスの創出、多様なサービス主体のネットワーク化等を図るための生活支援コーディネーターを配置します。<br>第1層生活支援コーディネーターの設置：1人<br>第2層生活支援コーディネーターの設置：2人   | △            | 地域の生活支援等の担い手の発掘等を行った。      | <input type="checkbox"/> 拡 充<br><br><input type="checkbox"/> 継 続<br><br><input checked="" type="checkbox"/> 見直し<br><br><input type="checkbox"/> 廃 止 | 高齢者の日常生活に対する支援は地域包括ケアシステムの中でも重要な位置づけであるため。          |
|     |                       | 生活支援等の担い手の発掘や養成、高齢者の日常生活に係るニーズとサービスの把握やマッチング、サービスの創出、多様なサービス主体のネットワーク化等を図るための生活支援コーディネーターを配置します。 |        | 事業間の連動性が希薄であった。  |  |              |                            |   |   |

| No.             | 基本目標 2 |  | 担当課                        | 主な取組、事業内容・成果   |  | 中間評価<br>(選択) | 良かった点<br>課題  | 今後の方向性<br>(選択)                          | 左記選択の理由  |
|-----------------|--------|--|----------------------------|--|--|--------------|--|---|--|
|                 | 取組の方向性 | 支え合いの仕組みで安心できる地域をつくろう  |                            | 29年度   | 30年度   |              |  |   |  |
| (1)権利擁護のシステムの充実 |        |  |                            |  |  |              |  |   |  |
| 76              | P57    | 人権に関する意識の醸成  | 総務人権推進課                    | ・人権問題講演会を平成30年1月27日(土)に開催した。<br>・啓発用品(人権標語入りポケットティッシュ)を約1万個配付した。<br>・市役所ロビーにおいて、人権啓発パネル展を平成30年3月20日(火)から3月28日(水)まで開催した。<br>・入間郡市13市町で構成する「入間郡市同和対策協議会」の主催により、人権フェスティバルを平成29年11月20日に開催した。 | ・人権問題講演会を平成31年1月27日(日)に開催した。<br>・啓発用品(人権標語入りポケットティッシュ)を約9千個配付した。<br>・市役所ロビーにおいて、人権啓発パネル展を平成31年3月22日(金)から3月29日(金)まで開催した。<br>・入間郡市13市町で構成する「入間郡市同和対策協議会」の主催により、人権フェスティバルを平成30年11月20日に開催した。 | ○            | 各取組により、人権尊重の理念に基づいた意識の啓発ができた。                                      | <input type="checkbox"/> 拡 充            | 人権問題は現在も存在しているため、多様性を認める社会に向けて、正しい情報の提供と意識の啓発を継続する必要があるため。 |
|                 |        | 市民が様々な場を通じて人権尊重の理念について理解を深められるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用等により、人権教育・人権啓発を積極的に推進します。                               |                            | 成果が可視化しづらい。  | <input type="checkbox"/> 見直し   |              |  |   |  |
| 77              | P57    | 支援を必要とする人等の理解の促進   | 高齢者福祉課<br>障害者福祉課           | 認知症サポーター養成研修<br>実施回数 10回<br>修了者数 316人<br>※累計 2,915人  | 認知症サポーター養成研修<br>実施回数 11回<br>修了者数 367人<br>※累計 3,282人  | ○            | 自治会や学校(小・中・高校生)を対象にした認知症サポーター養成講座を行い、幅広い年齢層の認知症サポーターを地域に増やすことができた。 | <input type="checkbox"/> 拡 充            | 認知症について正しい知識をもった認知症サポーターを増やし、認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくりを進めるため。 |
|                 |        | 認知症サポーターの養成、障害者理解促進事業、福祉教育等を推進し、支援を必要とする人等の理解を促進します。   |                            | 障害者週間啓発事業講演会 6人<br>施設見学・講演 46人<br>障害者交流フェスティバル 600人  | 啓発事業講演会 36人<br>学習会・交流会 24人<br>障害者交流フェスティバル 1,000人  |              | 鶴ヶ島市障害者支援ネットワーク協議会に委託して実施することで、民間の創意工夫を活かした適時な企画・運営ができた。           | <input checked="" type="checkbox"/> 継 続 |  |
| 78              | P57    | 虐待防止体制の整備・連携   | こども支援課<br>高齢者福祉課<br>障害者福祉課 | 児童虐待通告対応 118件<br>DV相談対応 41件  | 児童虐待通告対応 165件<br>DV相談対応 151件<br>(H30より「女性相談」を女性センターからこども支援課へ移管)  | ○            | 平成30年度から要保護児童対策地域協議会の運用を改め、児童の安全を守る体制を強化した。                        | <input type="checkbox"/> 拡 充            | 今後も関係機関と連携した業務の遂行が必要であるため。                                 |
|                 |        | 子ども、高齢者、障害者等の虐待防止、DV(ドメスティック・バイオレンス)防止のために、市民、関係機関、福祉施設、事業者等との見守り体制の充実を図り、民生委員・児童委員、警察、医療機関、学校等との連携を強化します。 |                            | 高齢者虐待 相談件数 22件<br>市内の相談支援専門員が定例の連絡調整の場をもち、障害者の権利擁護の取組を進めている。   | 高齢者虐待 相談件数 26件<br>市内の相談支援専門員が定例の連絡調整の場を持ち、障害者の権利擁護の取組を進めている。<br>障害者相談支援専門員虐待防止ダイヤル(#7171)の広報・周知啓発  |              | 自治会や学校(小・中・高校生)を対象にした認知症サポーター養成講座を行い、幅広い年齢層の認知症サポーターを地域に増やすことができた。 | <input checked="" type="checkbox"/> 継 続 |  |
|                 |        |  |                            |  |  |              | 深刻な権利侵害の事態になる前に、兆候を察知した時点から関係者が情報を共有し、通常業務のなかで注視・配慮する予防策を講じている。    | <input type="checkbox"/> 見直し            | 見守り体制や相談体制を整備し、対象者が必要なサービス等に繋げるよう支援するため。                   |
|                 |        |  |                            |  |  |              | 国の通知等により、運用ルールが改められるなど、児童虐待対応に関する業務量が增大している。                       | <input type="checkbox"/> 廃 止            | 社会的弱者にとり、権利侵害や虐待のリスクは高いため。                                 |
|                 |        |  |                            |  |  |              | 高齢者の虐待の範囲(経済的虐待等)についての周知を行う必要がある。                                  |   |  |
|                 |        |  |                            |  |  |              | 障害福祉サービスを利用せず、担当する相談支援専門員がいない障害者の場合には、把握が困難で権利侵害や虐待への対応が遅れる危険がある。  |   |  |

| No. | 基本目標 2 |                          | 支え合いの仕組みで安心できる地域をつくろう | 担当課              | 主な取組、事業内容・成果  |   | 中間評価<br>(選択) | 良かった点<br>課題   | 今後の方向性<br>(選択)  | 左記選択の理由                         |
|-----|--------|--------------------------|-----------------------|------------------|---|---|--------------|---|---|---------------------------------|
|     | 取組の方向性 |                          |                       |                  | 29年度  | 30年度  |              |   |   |                                 |
| 79  | P57    | 成年後見制度の普及啓発、市長申立て制度の活用支援 |                       | 高齢者福祉課<br>障害者福祉課 | 判断能力が十分でない高齢者や障害者等の権利や財産が守られるよう、成年後見制度について、講演会やホームページ等を通じて普及啓発をするとともに、市長申立て制度を活用し、支援します。<br>成年後見制度利用者数 13人<br>市長申立件数 6件 | 判断能力が十分でない高齢者や障害者等の権利や財産が守られるよう、成年後見制度について、講演会やホームページ等を通じて普及啓発をするとともに、市長申立て制度を活用し、支援します。<br>成年後見制度利用者数 22人<br>市長申立件数 6人 | ○            | <p>(高齢者福祉課) 身寄りがなく成年後見の申請者がいない方に、後見制度の活用を促進できた。</p> <p>(障害者福祉課) 親族扶養が困難な障害者の権利を擁護し、財産を保護することで基本的な権利を守ることができた。</p> <p>身寄りがなく成年後見の申請者がいない方に、後見制度の活用を促進できた。</p> <p>(高齢者福祉課) 家族の申立てが可能な世帯との区別がつきにくい。後見制度及び家族申立てについて理解を深めてもらい、できるだけ家族申立をしてもらう。</p> <p>(障害者福祉課) 申立事務に多くの時間・労力がかかり、相談から申立・後見人選任・後見開始までに数カ月を要す。</p> | <input type="checkbox"/> 拡 充<br><br><input checked="" type="checkbox"/> 継 続<br><br><input type="checkbox"/> 見直し<br><br><input type="checkbox"/> 廃 止 | 後見制度を要する対象者に対し、後見人の人材が不足しているため。 |
|     |        | 法人後見・市民後見の促進             |                       |                  |   |   |              |   |   |                                 |